

一般社団法人熊本県危険物安全協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人熊本県危険物安全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、危険物の安全管理の推進や危険物に起因する災害の防止に関する事業を行い、もって事業の健全な発展と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 危険物に関する講習会、研究会等の開催
- (2) 危険物に関する知識の向上及び災害防止の普及啓発
- (3) 危険物の取扱及び管理に関する研究、指導並びに危険物施設従業員の保安教育
- (4) 危険物関係図書の刊行斡旋
- (5) 機関誌の発行
- (6) 功労者の表彰
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の会員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

次に掲げる者のうち、この法人の事業に賛同して入会した者

イ 各地区危険物安全協会及び熊本市防災協会

ロ 消防法第9条の4及び同条で委任された危険物の規制に関する政令第1条の11で定める指定数量が、10,000倍以上の危険物を取り扱う者

(2) 賛助会員

正会員以外の団体又は個人であって、この法人の事業に賛同して入会した者

(3) 名誉会員

この法人のために特に功労があつた者で理事会において推薦した者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会で別に定める規程により各々の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、会員になった時及び毎年、理事会で別に定める規程により会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会で別に定める規程により退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が解散又は死亡したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第13条 総会は、法人法上の定時社員総会として、定時総会を毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、出席した正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、その議決権を代理人に行使させることができる。この場合においては、その正会員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数は、第17条の議決権の数に算入する。

(書面による議決権行使)

第19条 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使できることとするときは、総会に出席しない正会員はあらかじめ通知された事項について書面で議決権を行使することができる。この場合においては、その正会員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数は、第17条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から議長が指名した理事2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上19名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名以上4名以内を副会長、1名を常務理事とする。

- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第22条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給

- の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事が職務を行ったときは、総会において別に定める費用の弁償の基準により、その費用を弁償することができる。

(顧問、参与)

- 第28条 この法人に任意の機関として、学識経験者の中から顧問を、また、各消防本部の消防長の中から参与を、それぞれ3名以内を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて、総会又は理事会において意見を述べるることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 顧問及び参与の任期は、2年以内の必要な期間とし、その期限を明示するものとする。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 重要な使用人の選任及び解任

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が理事会を招集する。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行なわない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。ただし、事務局長の任免にあたっては、理事会の承認を得るものとする。

第11章 補則

(実施細則)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長は、上村幸男とする。
- 3 この法人の最初の副会長は、吉村圭四郎、水上次男、前田博昭及び山田敬三とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は、邑上俊一とする。
- 5 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 6 社団法人熊本県危険物安全協会の定款は、前項に規定する解散の登記の日に廃止する。